

第六十八条 除名

脱退する
加盟国又は
除名される
加盟国

理事会は、加盟国が協定に基づく義務に違反しており、かつ、その違反が協定の実施を著しく妨げていると認定する場合には、特別多数票による議決で、機関から当該加盟国を除名することができる。理事会は、(1)の決定を直ちに国際連合事務総長に通告する。当該加盟国は、理事会が決定を行なった後九〇日で加盟国でなくなり、また、当該加盟国の政府が締約国政府である場合には、その政府は、締約国政府でなくなる。

第六十九条 脱退する加盟国又は除名される加盟国

会計上の決済

Article 69

Settlement of accounts with withdrawing or excluded Members

(1) 理事会は、脱退する加盟国又は除名される加盟国についてその会計上の決済を行なう。機関は、脱退する加盟国又は除名される加盟国がすでに支払った金額を払い戻さないものとし、また、当該加盟国は、脱退又は除名が効力を生じた時に機関に対して負っている債務を弁済する義務を引き続ぎ負う。ただし、改正を受諾することができないため第七十一条(2)の規定に基づいて協定から脱退し又は協定への参加を終止する締約国政府については、理事会は、公正と認める会計上の決済を行なうことができる。

(2) 協定から脱退し、除名され又はその他の理由によつて協定への参加を終止した加盟国は、清算の結果生ずる残金その他の機関の資産の分配を受ける権利を有しないものとし、また、協定が終了する際に機関に欠損があつた場合には、そのいづ

If the Council finds that any Member is in breach of its obligations under the Agreement, and decides further that such failure substantially impairs the operation of the Agreement, it may, by special vote, exclude such Member from the Organization. The Council shall immediately notify the Secretary-General of the United Nations of any such decision. Thirty days after the date of the Council's decision, the Member shall cease to be a Member of the Organization and, if such Member is a Contracting Party, a Party to the Agreement.

有効期間
及び検討

れの部分を負担することもない。

第七十条 有効期間及び検討

(1) 協定は、暫定的であるか確定的であるかを問わざ最初に効力を生じた割当年度の初日から五年間効力を有する。ただし、理事会が(3)の規定に基づいて一層早い日に協定を終了させる場合には、これによるものとする。

(2) 理事会は、第三割当年度の終了前に協定の運用を検討するものとし、また、必要と認める場合には、締約国政府に対して協定の改正を勧告し、又は新協定の交渉のための措置を執る。

(3) 理事会は、特別多数票による議決で、いつでも、その決定する日に及びその決定する条件で協定を終了させることを決定することができる。この場合には、理事会は、機関の清算を実施するために必要な期間中存続して、そのため必要な権限を有し及び任務を行なう。

第七十一条 改正

(1) 理事会は、特別多数票による議決で、締約国政府に対し協定の改正を勧告することができる。理事会は、締約国政府が国際連合事務総長に対して改正の受諾を通告することができる期間の初日を定めることができる。改正は、加盟輸出国の総数の七十五パーセント以上にあたる数の加盟輸出国で加盟輸出国の総票数の八十五パーセント以上にあたる数の票を有

Article 72
Amendment

(1) The Agreement shall remain in force for five years from the beginning of the quota year in which it first enters into force, whether provisionally or definitely, unless it is sooner terminated by the Council under paragraph (3) of this Article.

(2) The Council shall, before the end of the third quota year, review the operation of the Agreement and recommend an amendment or amendments of it to the Parties thereto, if it deems necessary, or make arrangements for the negotiation of a new agreement.

(3) The Council may at any time decide to terminate the Agreement with effect from such date and subject to such conditions as it may determine. In any such case, the Council shall continue in being for such time as may be required to carry out the dissolution of the Council and shall have such powers and exercise such functions as may be necessary for these purposes.

Article 73
Amendment

(1) The Council may, by special vote, recommend an amendment of the Agreement to the Contracting Parties. The Council may fix a time after which each Contracting Party shall receive the Secretary-General of the United Nations of its acceptance of the amendment. The amendment shall become effective 100 days after the Secretary-General of the United Nations has received notifications of acceptance from Contracting Parties representing at least 75 per cent. of the exporting Members holding at least 65 per cent. of the votes of the exporting Members, and from Contracting Parties representing at least 75 per cent. of the votes of the importing Members holding at least 30 per cent. of the votes of the importing Members or on such later date as the Council by special vote may have determined. The Council may fix a time within which each Contracting Party shall notify the Secretary-General of its acceptance.

(2) 締約国が国際連合事務総長に対して改正の受諾を通告することができる期限を定めることがある。改正は、その期限までに効力を生じなかつた場合には、撤回されたものとみなす。
理事会は、国際連合事務総長に対し、その受領した受諾の通告の数が改正の効力を生じさせるために十分であるかどうかを決定するために必要な情報を提供する。

加盟国は、改正が効力を生じた日までに、その改正を受諾する旨の通告が自国について行なわれなかつた場合には、国際連合事務総長に対する書面による通知により、当該割当年度の終りに、又は理事会が決定する一層早い日に協定から脱退することができる。もつとも、当該加盟国は、その脱退により、脱退以前に協定から生じたいかなる義務をも免除されるものではない。当該加盟国は、その脱退の原因となつた改正の規定に拘束されることはない。

第七十二条 国際連合事務総長の通告

国際連合事務総長は、国際連合又はそのいづれかの専門機関のすべての加盟国に対し、批准書、受諾書、承認書又は加入書の各寄託、第六十一条の規定に基づく各通告及び協定が暫定的

するものを代表する締約国政府及び加盟輸入国の総数の七十五パーセント以上にあたる数の加盟輸入国で加盟輸入国の総票数の八十パーセント以上にあたる数の票を有するものを代表する締約国政府から国際連合事務総長が受諾の通告を受領した後百日で、又は理事会が特別多数票による議決で決定することがある一層おそい日に、効力を生ずる。理事会は、各締約国が国際連合事務総長に対して改正の受諾を通告することができる期限を定めることがある。改正は、その期限までに効力を生じなかつた場合には、撤回されたものとみなす。

(c) Any Member or half of which notification of acceptance of an amendment has not been made by the date on which such amendment becomes effective, by giving written notice to the Secretary-General of the United Nations, withdraws from the Agreement at the end of the current civil year or on such earlier date as the Council may decide but shall not thereby be released from any obligations arising out of the Agreement prior to its withdrawal. Any such withdrawn Member shall not be bound by the provisions of the amendment concerning its withdrawal.

Article 72 Notification by the Secretary-General of the United Nations

The Secretary-General of the United Nations shall notify all States Members of the United Nations or of any of its Specialized Agencies of each deposit of an instrument of ratification, acceptance, approval or accession, and of each deposit of a notification under Article 61, and of the dates on which the agreement comes provisionally or definitively into force. The Secretary-General shall notify all Contracting Parties of each notification under Article 61,

末

文

又は確定的に効力を生じた日を通告するものとする。事務総長は、すべての締約国政府に対し、第六十六条の規定に基づく各通告、第六十七条の規定に基づく各脱退の通知、第六十八条の規定に基づく各除名、第七十一条(1)の規定に基づいて改正が効力を生ずる日又は改正が撤回されたとみなされる日及び第七十条(2)の規定に基づく協定からの脱退を通告するものとする。

以上の証拠として、各自の政府から正當に委任を受けた下名は、その署名に対応して掲げる日に協定に署名した。

中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語による協定の本文は、ひとしく正文とする。その原本は、国際連合に寄託される。国際連合事務総長は、各署名国政府又は各加入国政府に対してその認証謄本を送付するものとする。

On each notice of withdrawal under Article 57, of each exclusion under Article 57, or of the notice on which an amendment becomes effective or is considered withdrawn under paragraph (1) of Article 71, or Article 71, or of withdrawal from the Agreement under paragraph (1) of Article 71, the respective governments, have signed this agreement on the dates appearing opposite their signatures.

The texts of this Agreement in the Chinese, English, French, Russian and Spanish languages shall all be equally authentic. The originals shall be deposited in the archives of the United Nations, and the Secretary-General shall transmit certified copies thereof to each signatory or acceding government.

附属書A

第五十一条の規定に基づく先進加盟輸入国 特別の約束

第五十一条の規定に基づく先進加盟輸入国
特別の約束

次の先進輸入国は、第五十一条の規定に基づいて次の約束を行なつた。

カナダ

カナダは、その国内消費の二十パーセントに相当する水準をこえる砂糖の生産を促進する」とないよう」に、その国内政策を運用する。

フィンランド

フィンランドは、てん菜の栽培のために使用される土地を二万五千ヘクタールをこえて増加しない。

日本国

日本国は、毎年百五十万トン以上の数量及び、これに加えて、将来その国内消費量が二百十万トンをこえる場合にそのこえた部分の三十五パーセントに相当する数量の砂糖を輸入することを目標とする。

ニコール・ジーランド

ニコール・ジーランドは、その国内消費に充てるために必要とされるすべての砂糖を引き続き輸入することを予定する。

スウェーデン

スウェーデンは、てん菜の生産を制限するその政策を継続するものであり、また、てん菜のために使用される土地を最近の削減の結果である水準、すなわち約四万ヘクター

In accordance with Article 51, the undermentioned developed importing countries have given the following undertakings:-

SPECIAL UNDERTAKINGS BY DEVELOPED IMPORTING MEMBERS
IN ACCORDANCE WITH ARTICLE 51

ANNEX A

Canada

will operate its internal policies so as not to provide incentives to sugar production beyond a level representing 20 per cent of domestic consumption.

Finland

will not increase its area used for the growing of sugar beet above 25,000 hectares.

Denmark

will aim to import each year not less than 1,000,000 tons and, in addition, a quantity of sugar equivalent to 25 per cent of the future growth in its domestic consumption over and above 2,100,000 tons.

New Zealand
Sweden

will, it is envisaged, continue to import all the sugar required to meet its domestic consumption.

will continue its policy of limiting beet production and undertakes not to increase the area used for beet above the level to which it has been recently reduced, that is 40,000 hectares in round figures.

ルをこえて増加させないことを約束する。

スイス

スイスは、その国内消費量の七十ペーセント以上が輸入によつて満たされることを確保することを目標とする。

連合王国

連合王国は、毎年百八十万トン以上の数量の砂糖を輸入する。

(注) ノールウェーは、その国内消費に充てるために必要とされるすべての砂糖を輸入している。

第六十三条の規定のための票の配分

輸入国の票名

| |
|-----------|
| ブルガリア |
| カメルーン |
| カナダ |
| 中央アフリカ共和国 |
| チャード |
| エティオピア |
| フィンランド |
| ガーナ |

附属書B 第六十三条の規定のための票の配分

票
一五六五五五五六七

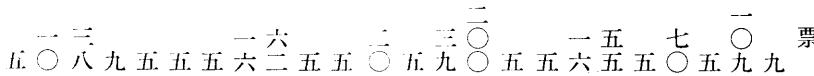
| Country | ANNEX B ALLOCATION OF VOTES FOR THE PURPOSES OF ARTICLE 63 | Note: Norway is importing all the sugar required to meet its domestic consumption. |
|--------------------------|--|--|
| IMPORTERS' VOTES | Votes | The United Kingdom will import each year not less than 1,800,000 tons of sugar. |
| Bulgaria | 6 | |
| Cameroon | 5 | |
| Central African Republic | 5 | |
| Chad | 5 | |
| Ethiopia | 5 | |
| Finland | 10 | |
| Ghana | 5 | |

| | |
|----------------------|-------|
| アイルランド | 7 |
| 象牙海岸 | 5 |
| 日本国 | 139 |
| ケニア | 5 |
| レバノン | 5 |
| リベリア | 5 |
| マラウイ | 5 |
| マレイシア | 5 |
| モロッコ | 5 |
| ニューザランジ | 5 |
| ナイジェリア | 5 |
| ノールウェー | 5 |
| ボルトガル | 5 |
| スペイン | 5 |
| スウェーデン | 5 |
| スイス | 5 |
| シリア | 5 |
| テュニジア | 5 |
| ソヴィエト社会主義共和国連邦 | 110 |
| グレート・ブリテン及び北部アイルランド連 | 110 |
| 合王国 | 153 |
| アメリカ合衆国 | 153 |
| ヴィエトナム共和国 | 153 |
| 合計 | 1,000 |

| | |
|--|-------|
| Iceland | 7 |
| Ivory Coast | 5 |
| Japan | 139 |
| Kenya | 5 |
| Liberia | 5 |
| Malawi | 5 |
| Malaysia | 5 |
| Morocco | 5 |
| New Zealand | 5 |
| Nigeria | 5 |
| Norway | 5 |
| Portugal | 5 |
| Spain | 5 |
| Sweden | 5 |
| Switzerland | 5 |
| Syria | 5 |
| Tunisia | 7 |
| The United Soviet Socialist Republics | 300 |
| The United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland | 153 |
| The United States of America | 153 |
| The Republic of Vietnam | 17 |
| TOTAL | 1,000 |

輸出國の票

| 国名 | アルゼンティン オーストラリア ボリヴィア ブラジル 英領ホンデュラス 中国（台湾） コロンビア コンゴー（ブラザヴィ コスタ・リカ キューバ チエツコスロヴァキア デンマーク ドミニカ共和国 エクアドル エル・サルバドル ハイチ 欧洲経済共同体 フィジー グアテマラ ホンデュラス ハンガリー インド インドネシア マダガスカル |
|--|--|
| アルゼンティン オーストラリア ボリヴィア ブラジル 英領ホンデュラス 中国（台湾） コロンビア コンゴー（ブラザヴィ コスタ・リカ キューバ チエツコスロヴァキア デンマーク ドミニカ共和国 エクアドル エル・サルバドル ハイチ 欧洲経済共同体 フィジー グアテマラ ホンデュラス ハンガリー インド インドネシア マダガスカル | アルゼンティン オーストラリア ボリヴィア ブラジル 英領ホンデュラス 中国（台湾） コロンビア コンゴー（ブラザヴィ コスタ・リカ キューバ チエツコスロヴァキア デンマーク ドミニカ共和国 エクアドル エル・サルバドル ハイチ 欧洲経済共同体 フィジー グアテマラ ホンデュラス ハンガリー インド インドネシア マダガスカル |



| COUNTRY | VISITORS |
|-----------------------------|----------|
| Argentina | 9 |
| Australia | 109 |
| Bolivia | 5 |
| Brazil | 70 |
| British Honduras | 5 |
| China (Pekin) | 5 |
| China (Tientsin) | 16 |
| China (Tientsin) (Beijing) | 5 |
| Costa Rica | 5 |
| Cuba | 5 |
| Czechoslovakia | 200 |
| Democratic Republic | 5 |
| Dominican Republic | 5 |
| Ecuador | 5 |
| Egypt | 5 |
| El Salvador | 63 |
| European Economic Community | 16 |
| Fiji | 5 |
| Guatemala | 5 |
| Haiti | 5 |
| Honduras | 5 |
| Hungary | 5 |
| India | 5 |
| Indonesia | 5 |
| Madagascar | 5 |

| | | |
|---|--------------------------------|---|
| モーリシアス Mauritius | ニカラグア Nicaragua | メキシコ Mexico |
| パナマ Panama | パラグアイ Paraguay | ペルー Peru |
| ボーランド Poland | フィリピン Philippines | フィリピン Philippines |
| ルーマニア Romania | 南アフリカ South Africa | ルーマニア Romania |
| スワジラン Swaziland | 南アフリカ South Africa | スワジラン Swaziland |
| タイ Thailand | トルコ Turkey | タイ Thailand |
| ウガンダ Uganda | ベネズエラ Venezuela | ウガンダ Uganda |
| アンティグア Antigua | 西印度諸島 West Indies | ベネズエラ Venezuela |
| バルバドス Barbados | (一) ベリーズ Belize | 西印度諸島 West Indies |
| ガイアナ Guyana | (二) ブラジル Brazil | バルバドス Barbados |
| ジャマイカ Jamaica | (三) カリブ諸島 Caribbean Islands | ガイアナ Guyana |
| セント・キツィ=ネヴィス=アンギラ Saint Kitts-Nevis-Anguilla | (四) フィリピン Philippines | ジャマイカ Jamaica |
| トリニダッド・トバゴ Trinidad and Tobago | (五) ハンガリー Hungary | セント・キツィ=ネヴィス=アンギラ Saint Kitts-Nevis-Anguilla |
| | (六) パラグアイ Paraguay | トリニダッド・トバゴ Trinidad and Tobago |

23
28
5
5
14
28
17
7
60
6
5
10
5
5
45
(5)
(11)
(13)
(5)
(6)

アフガニスタンのために

アルバニアのために

アルジェリアのために

アルゼンティンのために

J • M • ルーダ

千九百六十八年十一月二十四日

オーストラリアのために

パトリック・ショー

千九百六十八年十一月十七日

オーストリアのために

バルバドスのために

H • A • ヴォーガン

千九百六十八年十二月二十日

ベルギーのために

ボリヴィアのために

ボツワナのために

ブラジルのために

ジョアン・アウグスト・デ・阿拉ウエン・カスメロ

千九百六十八年十一月十八日

FOR AFGHANISTAN:

FOR ALBANIA:

FOR ALGERIA:

FOR ARGENTINA:

J. M. RUDA
24 Dicembre 1968

FOR AUSTRALIA:

Patrick SHAW
17 December 1968

FOR AUSTRIA:

FOR BARBADOS:

H. A. VAUGHAN
20th Dec. 1968

FOR BELGIUM:

FOR BOLIVIA:

FOR BOTSWANA:

FOR BRAZIL:

João Augusto de Araújo Castro
18 December 1968

ブルガリアのために

ビルマのために

ブルンディのために

白ロシア・ソヴィエト社会主义共和国のために

カンボディアのために

カメルーンのために

カナダのために

ジヨーヌ・イグナティイフ

千九百六十八年十二月十九日

中央アフリカ共和国のために

セイロンのために

チャードのために

チリのために

中国のために

劉錚

千九百六十八年十一月十六日

For BULGARIA:

For BURMA:

For BURUNDI:

For THE BYELORUSSIAN SOVIET SOCIALIST REPUBLIC:

For CAMBODIA:

For CAMEROON:

For CANADA:

George IGNATIEFF
19 December 1968

For THE CENTRAL AFRICAN REPUBLIC:

For CEYLON:

For CHAD:

For CHILE:

For CHINA:

Liu Chieh
16 December 1968

コロンビアのために

フリオ・セサル・トゥルバイ

千九百六十八年十二月三日

コンゴ（ブラザヴィル）のために

コンゴ（民主共和国）のために

コスタ・リカのために

キューバのために

アラルコン

千九百六十八年十二月十八日

サイクラスのために

チエツコスロヴァキアのために

ドクトル Z・チエルニーク

千九百六十八年十二月二十二日

ダホメのために

デンマークのために

オット・ローゼ・ボルク

千九百六十八年十二月二十三日

エチオピア共和国のために

オランシオ・オルネス

千九百六十八年十二月十八日

エクアドルのために

For Colombia:

Julio César TURBAY

3 Dic. 1968

For the Congo (Brazzaville):

For the Democratic Republic of:

For Costa Rica:

For Cuba:

ALARCON

18 December 1968

For Cyprus:

For Czechoslovakia:

Dr. Z. ČERNÍK
23 December 1968

For Dahomey:

For Denmark:

Otto Rose BORCH
Dec. 23 1968

For the Dominican Republic:

Horacio ORNES
18 Dic. /68

For Ecuador:

エル・サルバドルのために

赤道ギニアのために

エチオピアのために

ドイツ連邦共和国のために

フィンランドのために

フランスのために

ガボンのために

ガンビアのために

ガーナのために

ギリシャのために

グアテマラのために

F・ロペス・ウルスア

一千九百六十八年十一月十八日

ギニアのために

For El SALVADOR:

For EQUATORIAL GUINEA:

For ETHIOPIA:

For THE FEDERAL REPUBLIC OF GERMANY:

For FINLAND:

For FRANCE:

For GABON:

For GAMBIA:

For GHANA:

For GREECE:

For GUATEMALA:

F. LÓPEZ UZUÁ
Diciembre 18, 1968

For GUINEA:

ガイアナのために

アン・ジャードイム

千九百六十八年十一月二十二日

ハイティのために

ヴィアチカンのために

ホンデュラスのために

H・ロペス・ヴィリヤミル

千九百六十八年十二月十六日

ハンガリーのために

カーロイ・チャトルダイ

千九百六十八年十二月二十三日

アイスランドのために

インドのために

イングニアシアのために

ルスラン・アブドウルガニ

千九百六十八年十二月二十四日

イランのために

イラクのために

アイルランドのために

For GUYANA:

Anne JARDIM
Dec. 23 1968

For HAITI:

For THE HOLY SEE:

For HONDURAS:

H. López VILLAMIL
Diciembre 16 de 1968

For HUNGARY:

Károly CSATORDAY
Dec. 23, 1968

For ICELAND:

For INDIA:

For INDONESIA:

Roeslan ABDULGANI
24 Dec. 1968

For IRAN:

For IRAQ:

For IRELAND:

イスラエルのために

イタリアのために

象牙海岸のために

ジャマイカのために

ケイス・ジョンソン

千九百六十八年十二月三日

日本国のために

鶴岡千俊

千九百六十八年十二月二十三日

ジョルダンのために

ケニアのために

ブルディ・ナブエラ

千九百六十八年十二月十八日

クウェイトのために

ラオスのために

レバノンのために

レストのために

リベリアのために

For ISRAEL:

For ITALY:

For the Ivory Coast:

For JAMAICA:

Keith JOHNSON
3rd Dec. 1968

For JAPAN:

Senjin TSUJUOKA
le 23 decembre 1968

For JORDAN:

For KENYA:

Burudi NABWERA
18 Dec. 1968

For KUWAIT:

For LAOS:

For LESOTHO:

For LIBERIA:

リビアのために

リヒテンシュタインのために

ルクセンブルグのために

マダガスカルのために

B・ラベタフィカ

千九百六十八年十二月二十三日

マラウイのために

マレーシアのために

モルディブのために

マリのために

マルタのために

モーリタニアのために

モーリシアスのために

G・バルンシ

千九百六十八年十二月十一日

メキシコのために

For Libya:

For LIECHTENSTEIN:

For Luxembourg:

For MADAGASCAR:

B. RABETAFIKA
23 Décembre 1968

For Malawi:

For Malaysia:

For the Maldives Islands:

For Mali:

For Malta:

For Mauritania:

For Mauritius:

G. BALANCY
11. XII. 68

For Mexico:

F・クエヴァス

千九百六十八年十二月二十日

モナコのために

モンゴルのために

モロッコのために

ネパールのために

オランダのために

ニロー・シーランドのために

N・V・ファレル

千九百六十八年十二月二十三日

ニカラグアのために

ホセ・ロマン

千九百六十八年十二月二十三日

ニジユールのために

ナイジエリアのために

ノールウェーのために

バキスタンのために

F. CUEVAS

20. XII. 68

For MONACO:

For MONGOLIA:

For MOROCCO:

For NEPAL:

For THE NETHERLANDS:

For NEW ZEALAND:

N. V. FARRELL
23 Dec. 1968

For NICARAGUA:

José ROMÁN
Dec. 23, 1968

For THE NETHERLANDS:

For NEPAL:

For NORWAY:

For PAKISTAN:

バナマのために

パラグアイのために

ペルーのために

カルロス・マッケニエ

千九百六十八年十二月二十四日

ペルー政府は、適当な時期に批准する意図を有する国際砂糖協定に署名するにあたり、特別の事情により特別取極に基づく国際市場への砂糖の輸出が妨げられる場合に砂糖の輸出割当ての増加を要求するペルーの権利に影響を及ぼすような同協定のすべての規定を留保する旨を記録にとどめる

ことを希望する。

フィリピンのために

ボーランドのために

B・トモローヴィツチ

千九百六十八年十二月二十三日

ポルトガルのために

ドゥアルテ・ヴァス・ピント

千九百六十八年十二月三十日

大韓民国のために

ヴィエトナム共和国のために

For PANAMA:
Carlos MACKENIE
24 de Diciembre de 1968'

For PARAGUAY:

For PERU:

For PHILIPPINES:

For THE PHILIPPINES:
Carlos MACKENIE
24 de Diciembre de 1968'

El Gobierno del Perú, al firmar el Convenio Internacional del Azúcar, que se propone ratificar oportunamente, desea hacer constar por escrito las reservas que formula a todas aquellas estipulaciones del Convenio que puedan afectar el derecho del Perú a reclamar el aumento en su cuota de venta de azúcar cuando tales circunstancias especiales impidieren exportar a mercados internacionales, sujeto a acuerdos específicos.

For POLAND:
B. TOMOROWICZ
23rd Dec. 1968

For PORTUGAL:
Duarte Vaz Pinto
December 20th, 1968.

For THE REPUBLIC OF KOREA:

For THE REPUBLIC OF VIET-NAM:

ルーマニアのために

ルワンダのために

サン・マリノのために

サウディ・アラビアのために

セネガルのために

シエラ・レオーネのために

シンガポールのために

ソマリアのために

南アフリカのために

M. I. BOTHA

千九百六十八年十二月十一日

南イエメンのために

スペインのために

スー丹のために

スワジランドのために

For ROMANIA:

For RWANDA:

For SAN MARINO:

For SAUDI ARABIA:

For SENEGAL:

For SIERRA LEONE:

For SINGAPORE:

For SOMALIA:

For SOUTH AFRICA:

M. I. BOTHA

12th December, 1968

For SOUTHERN YEMEN:

For SPAIN:

For THE SUDAN:

For SWAZILAND:

S・T・M・スカティ

千九百六十八年十一月二十三日

スウェーデンのために

スウェルケル・オストローム

千九百六十八年十一月三十日

スイスのために

シリアのために

タイのために

トーゴーのために

トリニダード・トバゴのために

P・V・ソロモン

千九百六十八年十二月二十三日

テュニジアのために

トルコのために

ウガンダのために

ウクライナ・ソヴィエト社会主義共和国のために

ソヴィエト社会主义共和国連邦のために

ヤー・マリク

S. T. M. SUKATI
23/12/1968

For Sweden:

Sverker ÅSTRÖM
December 20, 1968

For Switzerland:

For Syria:

For Thailand:

For Togo:

For TRINIDAD AND TOBAGO:

P. V. J. SOLOMON
23rd Dec. 1968

For Tunisia:

For Turkey:

For Uganda:

For THE UKRAINIAN SOVIET SOCIALIST REPUBLIC:

For THE UNION OF SOVIET SOCIALIST REPUBLICS:

H. MAJLIK

千九百六十八年十二月二十三日

ソヴィエト社会主義共和国連邦の社会経済体制
にかかるみ、砂糖の生産制限、最大及び最小の在
庫量並びに生産及び輸出に対する補助金に関する
協定の規定は、ソヴィエト社会主義共和国連邦に
は適用しないと了解される。

アラブ連合共和国のために

グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国のために

カラドン

千九百六十八年十二月三十日

タンザニア連合共和国のために

アメリカ合衆国のために

上ヴォルタのために

ウルグアイのために

ヴェネズエラのために

M・ベレス・ゲレロ

千九百六十八年十二月二十二日

西サモアのために

イエメンのために

23 XII 1968¹⁾

«Подразумевается, что вышеуказанные страны
СССР, положения статей Соглашения, касающиеся ограничения про-
изводства, максимальных и минимальных запасов сахара, а также
субсидирования производства и экспорта, не применимы к СССР».

FOR THE UNITED ARAB REPUBLIC:

FOR THE UNITED KINGDOM OF GREAT BRITAIN AND NORTHERN IRELAND:
CARADON
20th December 1968

FOR THE UNITED REPUBLIC OF TANZANIA:

FOR THE UNITED STATES OF AMERICA:

FOR THE UPPER VOLTA:

FOR URUGUAY:

FOR VENEZUELA:

M. PÉrez GUERRERO
23 de diciembre de 1968

FOR WESTERN SAMOA:

FOR YEMEN:

ユーゴースラヴィアのために

ザンビアのために

欧洲経済共同体のために

FOR YUGOSLAVIA:

FOR ZAMBIA:

FOR THE EUROPEAN ECONOMIC COMMUNITY:

(参考)

この協定は、「千九百五十八年の国際砂糖協定」(条約集第一三九五号)が一九六一年以来経済条項の適用を停止し、管理条項のみを存続せしめ、一九六四年有効期間終了後もそのまま延長の措置(一延長議定書昭和四十一年多数国間条約集、第一六二四号及び昭和四十二年多数国間条約集、第一六七二号)が執られてきた経緯を背景として、一九六八年の第二回国連貿易開発会議の勧告に基づき、一九六八年四月十七日よりジュネーヴにおいて新協定作成のための交渉を行なう砂糖会議が開催され、同年十月二十四日に同会議において採択された。

この協定は、世界の砂糖市場(特恵市場を除く。)における砂糖の需給を調整しもつて価格を安定せしめることを主たる目的とし、輸出割当ての実施、最大及び最少在庫量の設定、一定の場合の供給保証、非加盟国からの輸入制限・禁止、消費の増大のための検討等について規定している。

(註)

一九六九年十二月十六日付国連事務総長書簡により第四十条(4)中の②を③に修正した。(昭和四十年一月九日外務省告示第一号)